○法務省厚生労働省告示第四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）第十条第二項第八号、第十二条第一項第十四号及び第五十二条第十六号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

法務大臣　金田　勝年

厚生労働大臣　塩崎　恭久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業

1　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十条第二項第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
自動車整備	自動車整備作業

2　規則第十二条第一項第十四号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
自動車整備	自動車整備作業

3　規則第五十二条第十六号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
自動車整備	自動車整備作業

附　則

この告示は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日（平成二十九年十一月一日）から適用する。

○外務省告示第百六十号

平成二十九年四月十二日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十九年四月二十八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、スリランカ民主社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とスリランカ民主社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四百四十七億六千七百万円（四四、七六七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、スリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、スリランカ民主社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　それぞれの支出期間は、付表の1に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後七年及び付表の2に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、スリランカの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　スリランカ民主社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　スリランカ民主社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してスリランカ民主社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためスリランカ民主社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　スリランカ民主社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してスリランカ民主社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してスリランカ民主社会主義共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

8　スリランカ民主社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びスリランカ民主社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　スリランカ民主社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報